

## ◆具体的な転換施策(案)

<b>(1) 重度障害者等タクシー助成事業の充実(対象者の拡大)</b>	
現 状	<p>上肢障害、聴覚障害を除く身体障害者手帳 1 級又は 2 級、療育手帳 A を所持している方に、市指定のタクシーに乗車時、基本料金(初乗りタクシー乗車料金)年間 36 回分を限度として助成券を交付。(一人につき年 1 冊)</p> <p><b>【平成 26 年度実績】 15,994 千円(2,015 人)</b></p>
転換施策	<p>法律に規定されている障害者であるにもかかわらず、対象となっていない重度精神障害者、難病疾患等のうち重度(重症)と認定された方への拡大</p>
<b>(2) 相談支援事業の充実(サービスの拡充)</b>	
現 状	<p>市内の 2 事業所(身体・知的、精神)に相談支援事業を委託していますが、両事業所とも指定特定相談支援事業所の指定も受けており、平成 24 年 4 月の見直しにより計画相談支援の対象が障害福祉サービス等を申請した障害者等へ拡大し、その比重が大きくなっている状況。</p> <p><b>【平成 26 年度実績】 34,411 千円(6,715 回)</b></p>
転換施策	<p>市内には、身体、知的、精神の 3 障害すべての相談等を受けることができる事業所がないため、新しく市内の社会福祉法人に相談支援事業を委託し、専門職の配置による障害者への日常生活の総合的な相談等の充実</p>
<b>(3) 移動支援事業の充実(サービスの拡充)</b>	
現 状	<p>3 歳以上で身体障害者(視覚、聴覚、下肢・体幹、内部)、知的障害者、精神障害者に該当する方(資格要件あり)で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出を支援。(ただし、通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出、公序良俗に反する目的の外出を除く。)</p> <p><b>【平成 26 年度実績】 209,772 千円(6,715 回)</b></p>
転換施策	<p>現在実施している移動支援における対象者・基本ルール等について、障害者児のニーズ・他市の状況等の検証によるサービスの拡充</p>
<b>(4) 住宅改造助成事業の充実(対象者拡大)</b>	
現 状	<p>視覚、下肢、体幹もしくは脳原性運動機能障害で身体障害者手帳 1 級又は 2 級、療育手帳 A を所持している方が居住する住宅の改造が必要であると市が認めた工事に係る費用の一部を助成。(助成の要件あり)</p> <p><b>【平成 26 年度実績】 4,825 千円(7 件)</b></p>
転換施策の考え方	<p>事業の対象となっていない身体障害者手帳 3 級を所持している下肢、体幹機能障害のある方への拡大。対象者数の増加が見込まれるため、助成額の上限の引き下げ。</p>
<b>(5) 医療整備事業(新規)</b>	
現 状	<p>泉州圏域(高石市以南)においては、二次障害者歯科医療(※)圏が整備されていないため、障害者が障害の特性に応じて、安心安全な医療を、身近な地域の医療機関(施設)で受診できない状況。※専門的設備と障害者歯科診療経験豊富な歯科医師、歯科衛生士により提供される障害者歯科診療</p> <p><b>【平成 26 年度実績】 0 円</b></p>
転換施策	<p>一般の診療所において診療を受けることが困難な障害者を対象として診療事業の実施に向けて関係課等と連携して検討。</p>
<b>(6) 地域生活移行支援事業の促進(新規)</b>	
現 状	<p>精神障害者については、大阪府の「地域相談支援マネージャー事業」により地域移行支援が進められてきたが、H26 年度末で府の事業が廃止のため、H27 年度からは、市において地域生活移行支援事業を実施(委託)。なお、身体・知的障害者の地域移行の取り組みは、現在、実施できていない状況。</p> <p><b>【平成 26 年度実績】 0 円</b></p>
転換施策	<p>身体・知的障害者についても、地域生活移行支援事業の実施に向けての取り組み。</p>
<b>(7) グループホーム家賃補助の充実(対象者拡大)</b>	
現 状	<p>市内に身体及び知的障害者グループホームを設置する社会福祉法人に対し、入居している障害者(生活保護除く)の家賃を助成。※月額家賃の 1/2 を助成(上限 15,000 円)、国の助成対象者はその差額</p> <p><b>【平成 26 年度実績】 1,780 千円(身体 5 件 58,200 円、知的 34 件 1,721,500 円)</b></p>
転換施策	<p>法律に規定されている障害者であるにもかかわらず、対象となっていない市内のグループホームに入居する精神障害者等への拡大。</p>